

答 申

1 審査会の結論

諮問第 80 号案件「世田谷区立野毛青少年交流センター改修工事に関する入札金額内訳書のうちの屋上防水改修工事の部分及び過去に行われた同センターの外壁塗装工事において用いられた塗料の種類が異なる理由が分かる文書等」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件の異議申立ては、平成 27 年 12 月 11 日付けで世田谷区長に対し、異議申立書が異議申立人（以下「申立人」という。）から提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成 13 年世田谷区条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った「1.平成 27 年 11 月より、野毛青少年交流センター本館で開始された工事における、「雨漏りを防ぐための防水工事」の“総費用”。当初より予定されていた「宿泊事業の再開に向けた設備改修工事」との兼ね合いでの、共通費（すなわち、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）は、“総費用”に含む必要はない。2.野毛青少年交流センターの建物に関し過去に行われた、次の 2 つの補修工事において、A.平成 24 年 11 月開始の本館外壁塗装工事（屋上防水工事の割合は僅少）*総額 11,563,650 円 B.平成 27 年 1 月開始の別館外壁塗装・屋上防水工事*総額 24,438,240 円本館の外壁にはフッ素系樹脂塗料が用いられた一方、後から実施した別館の外壁には 2 段階耐久性の劣るウレタン系樹脂塗料を使用した理由」の行政情報開示請求に対し、世田谷区長が、平成 27 年 12 月 4 日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、屋上防水改修工事の金額の部分为非開示とした決定及び世田谷区立野毛青少年交流センターの建物に関し、本館の外壁にはフッ素系樹脂塗料が用いられた一方、後から実施した別館の外壁には 2 段階耐久性の劣るウレタン系樹脂塗料を使用した理由が記載された文書等が存在しないため非開示とした決定を取り消すとの決定を求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

申立人が、異議申立書及び意見陳述によって主張している異議申立ての主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 過去に実施された世田谷区立野毛青少年交流センターの本館外壁塗装工事及び別館外壁塗装・屋上防水工事のそれぞれの総費用については、既に開示

されている。本件の一部開示決定には理由が無い。

イ 同施設内の別な建物に対し、1,000万円を超える同内容の工事を行い、それぞれの工事において異なる成分の塗料を使用したのであれば、その理由を文書で作成し保存しておくべきである。職務怠慢であればあるほど、情報公開に答える必要が無くなるということであれば、情報公開制度が骨抜きにされてしまう。入札時の仕様書において、塗料成分を指定したのであれば、その指定をした理由は存在するはずであり、文書によって残すべきものが残されていないのであれば正され、開示されるべきである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件異議申立てに係る部分につき、条例第7条第3号（法人情報）及び第6号口（行政運営情報）に該当し、また文書の一部は存在しないとして本件処分をした。

実施機関が、本件一部開示決定により非開示とした本件異議申立てに係る部分について、理由説明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおり 요약される。

本件開示請求の対象情報となった世田谷区立野毛青少年交流センター改修工事の入札金額内訳書は、一定金額以上の工事に関する契約について、応札業者に、当該業者が提示した金額が、当該工事の実施にかかる費用を積算したうえで算定されたものであることを実施機関が確認するために提出させるものである。本件開示請求で申立人が求める世田谷区立野毛青少年交流センターの屋上防水改修工事の総費用は、当該工事を受注した法人が入札の際に提出した当該入札金額内訳書の一部分として記載されている情報である。

当該工事は、屋上防水改修工事を含む複数の工事を1つの契約で発注するものであって、屋上防水改修工事は、当該工事における入札金額の内訳を構成する工事の1つである。屋上防水改修工事を含む入札金額の内訳の金額の部分は、当該工事を受注した法人が入札の際に提出した入札金額の詳細を示す情報であって、当該法人が工事の実施にあたり各工事についての金額を積算したものである。これは、当該法人の経営能力や中間マーゲンの金額等、当該法人の営業上の内部管理に属する事項を推定することができるものであって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第7条第3号（法人情報）に該当するとともに、入札金額の内訳が公開されることによって、区発注の案件に参加する業者が減少することなどにより、公正な競争入札が阻害されるなど、今後の同種の契約事務等に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第7条第6号口（行政運営情報）に該当すると判断し、当該部分を非開示とした。

次に当該工事において使用された塗料成分が、同施設内の別の建物の工事で使用された塗料成分と異なる理由については、工事を実施する際の塗料の種類は、設計の段階で決定されるものであるが、標準として示されている塗料の中から工

事に応じて選択し、決定するものである。当該工事においても、東京都建築工事標準仕様書に示される塗料から選択をしたが、選択をする際の基準や理由については同書に記載は無く、また実施機関においても理由を記載した文書の作成はしていないため、本件開示請求の対象となる文書は保有していないことから非開示とした。

4 審査会の判断

審査会は、申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象情報について

本件の異議申立てに係る対象情報は、「世田谷区立野毛青少年交流センターの屋上防水改修工事費」及び「世田谷区立野毛青少年交流センターに関し、平成24年11月開始の本館外壁塗装工事においてフッ素系樹脂塗料が用いられ、平成27年1月開始の別館外壁塗装・屋上防水工事においてウレタン系樹脂塗料が使用された理由が分かる文書等」と認められる。なお、これらのうち、「世田谷区立野毛青少年交流センターの屋上防水改修工事費」については、世田谷区立野毛青少年交流センター改修工事に関する入札金額内訳書の屋上防水改修工事の部分に記載があるため、実施機関は、同部分を対象情報としている。

(2) 条例第7条第3号及び第7条第6号口の該当性について

本件開示請求の対象情報のうち、世田谷区立野毛青少年交流センター改修工事に関する入札金額内訳書の屋上防水改修工事の部分は、公共工事の入札に関し、実施機関が、応札業者が提示した金額が、当該工事の実施にかかる費用を積算したうえで算定されたものであることを確認するために、当該業者に提出させるもののうち、落札業者のものの一部である。

当該工事は、複数の工事を一括で発注する形式をとっており、屋上防水改修工事は、入札の対象となる工事を構成する一部分となっている。そのため、本件入札において、屋上防水改修工事の金額についても、当該工事の総額を構成する内訳の一部となる。従って、過去の同様の工事における総額の金額とは、その性質を異にするものであり、当然に開示されるものではない。

ところで、入札金額の内訳部分については、当該競争入札に参加しようとする業者が、仕入れ値や、下請け業者等との関係から金額を積算し見積もったものであり、当該業者の経営能力やノウハウ等を推し量ることのできる情報である。当該部分を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとした実施機関の説明には理由があると認められる。

また、このような情報が行政情報開示請求により公にされるとするならば、応札しようとする業者が萎縮をし、今後の区発注の工事等の競争入札において、十分な応札業者が現れず、今後の同種の契約事務が滞るなどの支障を及ぼすおそれがあることにも理由があると認められる。

(3) 本件異議申立てに係る対象情報の存否について

当審査会において、実施機関に対し、本件異議申立てに係る対象情報のうち、世田谷区立野毛青少年交流センターに関し、平成24年11月開始の本館外壁塗装工事においてフッ素系樹脂塗料が用いられ、平成27年1月開始の別館外壁塗装・屋上防水工事においてウレタン系樹脂塗料が使用された理由が分かる文書等を保有していない理由について確認をしたところ、以下の点が認められた。

塗装工事等において使用する塗料の種類については、その工事ごとに工事の内容や施設の状況等に合わせて、工事担当者が、東京都建築工事標準仕様書に示される塗料の中から選択し、設計図書の中で指定するものである。

東京都建築工事標準仕様書には、塗料の名称や耐用年数等に関する記載はあるものの、塗料を選択する理由に関する記載はなく、実施機関においても、どういった場合にどの塗料を選択するという基準に関する文書は作成していない。

条例第2条では、行政情報の定義として、「...実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録...であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。...」と定めている。

以上のことから、本件異議申立てに係る対象情報は、実施機関では保有していない以上、開示できないという実施機関の主張は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
平成28年1月20日	世田谷区長から諮問を受けた。(諮問第80号)
平成28年2月16日	(平成27年度第8回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・申立人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成28年3月22日	(平成27年度第9回審査会) ・実施機関から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
平成28年4月19日	(平成28年度第1回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成28年5月23日	(平成28年度第2回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成28年5月24日	世田谷区長に答申した。